
ソフトウェア使用許諾契約書

本契約書は、FXSP series ソフトウェア製品と関連ドキュメント(以下まとめて"本ソフトウェア"といいます)に関して、本ソフトウェアのご購入者（以下"お客様"といいます）と本ソフトウェアの開発者（以下"著者"といいます）との間に締結される法的な契約書です。

本契約書を許諾頂けない場合、本ソフトウェアを購入することはできません。

1. 本ソフトウェアの使用許諾

お客様は本契約への同意を前提に本ソフトウェアを使用することができます。

2. 著作権

本ソフトウェアは著作権法により保護されています。著作権は、著者に帰属します。また、本ソフトウェアに含まれている一部のコンポーネントは、その供給者に帰属しているものがあります。

3. 禁止事項

(1)お客様は、本ソフトウェアを著者の許可なく、一部、または全部を印刷物、ビデオ、電子ファイル、メール、メールマガジン、ホームページ等あらゆる手段による複製、転載、転売(オークションを含む)等を行うことを禁止します。

(2)本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることを禁止します。

(3)上記の禁止事項を違反した場合、違約金として著者に一律 500 万円を支払う事とします。

次頁へ続く

4. 免責

(1)いかなる場合においても、著者は本ソフトウェアに係わることから生ずるいかなる損害に関して、一切責任を負わないものとします。例え、著者がその可能性について知らされていた場合も同様です。

(2)お客様は、理由の如何を問わず、著者に対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできないものとします。

(3)著者は独自の判断に基づき、本ソフトウェアの仕様又は内容の変更、修正、配布方法等の変更及び対価の設定をすることができます。

(4)著者は本ソフトウェアの基本動作の不具合への対応は順次行いますが、環境等の諸事情により迅速な対応がとれない場合もあります。

(5)商品の性質上、ご購入後の返品及び交換はできません。

5. 本契約の終了

お客様が上記に記載された本契約の定め的一条項にでも違反した場合には、本契約は自動的に終了します。終了した場合には、お客様は本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに関するドキュメントならびにその一切の複製を破棄しなければなりません。

6. 管轄裁判所

本契約に関連して法律上の紛争が生じた場合は、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
